

中川事務所新聞

第69号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【電子申請体験記】

役所へ出向く手間を省くことができる電子申請。私が日常使っているものは、

- ①法務省オンライン申請⇒謄本や印鑑証明の取得
- ②e-Tax⇒税金の申告
- ③e-Gov⇒社会保険関係手続き

上記の番号は使い易さの順位でもあります。e-Govは電子政府といって、やがてここに集約されていくことになるのでしょうが、いかんせん使い勝手が悪過ぎます。社会保険事務所の長蛇の列に並ぶよりはマシだと思っ



てイヤイヤ使っていますが、やはりここでも厚生労働省の抵抗が強く残っていて、システムの発展が阻害されているようです。

いずれにしてもシステムは発展し、使う方も慣れてくると、これが当たり前になっていくでしょう。私にはメリットの方が大きいような気がします。

【自動車保険の弁護士特約】

以前もこのコーナーでお伝えしましたが、重要なので改めてお知らせします。

当社保険事業部で自動車保険をご契約いただく際には必ずお勧めしているとおり、弁護士費用特約が有効なケースが多数見受けられます。

自分に全く過失がなく100%の被害者になった場合、自分の保険会社は何もすることができません。つまり、自分単独で

相手方と交渉しなければなりません。そこでこの特約を付けておくとおと交渉を弁護士に任せ、その費用を保険で賄うことができます。損保会社が相手方になったときの不払い体質は相変わらずなので、やはり交渉はプロに任せる方が安心です。

【5月の事務予定】

- ・5月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・3月決算法人確定申告&納税
- ・9月決算法人中間申告&納税
- ・自動車税の納付
- ・冷房器具の清掃・点検



知ってお得！？法律雑学

Q.取引先が私的整理をするとの通知を送ってきました。応じなければならないのでしょうか？

A.考えるべきポイントは次のとおりです。

- ①担保・保証人などで単独の回収はできないか。
- ②破産させるより早期に多く

の配当を見込めるか。

③公平な手続きを望めるか。

これらの判断に当たっては、第1回債権者集会に出席して、債務者の実態に関する情報収集に努めるべきでしょう。そして、私的整理に応じる場合には、裁判所による監督がないことに注意し、債務者が一部の債権者に対して不正や不

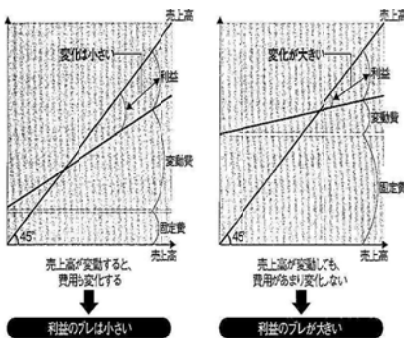
公平な取り扱いをしていないかを自らチェックする必要があります。



経営談義

【コストの構造を考える】

コスト（費用）は、売上とともに増減する変動費と、売上に関係なく発生する固定費に二分することができます。変動費の代表は仕入、固定費の代表は正社員の人件費が挙げられます。ここで、これらの概念を図で表すと下記のようになります。



この図で斜線が交わる所が損益分岐点といわれるもので、売上高線がこの点より右上方に行けば黒字、左下方に行けば赤字になります。

さて、利益を拡大するためには様々な方法が考えられますが、コスト構造によってそのとるべき優先順位が変わってきます。

□変動費の比重が大の業種

- ①粗利益率の向上
- ②販売数量の増加
- ③固定費の削減

□固定費の比重が大の業種

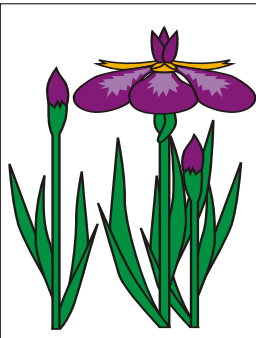
- ①販売数量の増加
 - ②固定費の削減
 - ③粗利益率の向上
- 以上が優先順位です。

変動費型業種の場合、経費削減と称して固定費を削っても利益への貢献はそれほど大きくありません。逆に士気の低下を招いて業績下落に拍車がかかる可能性すらあります。利益率向上のため、1円でも安い仕入方法を考える方が得

策です。

一方、固定費型業種の場合、1円でも粗利益があるならばとにかく数量を確保することが最優先になります。そのためには安売りすることも有効な手立てです。

各方法の具体策は他にも色々ありますが、良かれと思って採った方法も、コスト構造との兼ね合いで逆効果になることもあります。自社のコスト構造をしっかりと把握して、有効な方法を考え、実行しましょう。



大型連休でも特に予定はありません。一日ぐらいいは車で遠出をしたいと思っていますが、他の日は仕事になってしまいそうな気配です。

ただ、決勝戦ではちょっとした動揺でチームの空気ががらりと変わってしまいました。どの分野においても心の持ちようは非常に重要だと実感しました。子供にとってもいい勉強になったと思います。

娘のバレーボールチームは準優勝でした。練習当初の状態からは信じられない成績です。短期間でよく頑張ったものだと感じします。ただ、決勝戦ではちょっとした動揺でチームの空気ががらりと変わってしまいました。どの分野においても心の持ちようは非常に重要だと実感しました。子供にとってもいい勉強になったと思います。

あひだね

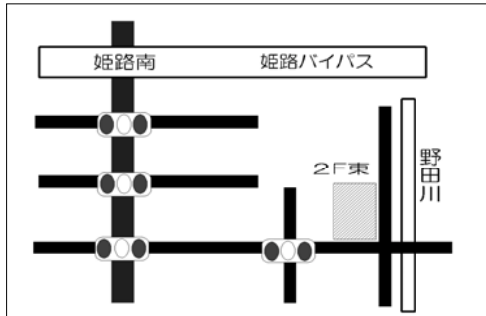
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043
 姫路市飾磨区上野田2-1
 田中ビル2階
 TEL 079-243-1231
 FAX 079-243-1233
 nakagawa@assist-ltd.co.jp